

米原市道路占用料改正一覧表(令和5年4月1日から)

(単位:円)

改正後(令和5年4月1日以降)		令和4年度まで	改正後(令和5年4月1日以降)		
占 用 物 件 の 種 類	単 位	占用料の額	占用料の額		
道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)法第32条第1項第1号に掲げる工作物					
第1種電柱	1本につき1年	420円	480円		
第2種電柱	1本につき1年	650円	730円		
第3種電柱	1本につき1年	880円	990円		
第1種電話柱	1本につき1年	380円	430円		
第2種電話柱	1本につき1年	610円	680円		
第3種電話柱	1本につき1年	830円	940円		
その他の柱類	1本につき1年	38円	43円		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	4円		
地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	2円	3円		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円	420円		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230円	260円		
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	760円	850円		
郵便差出箱および信書便差出箱	1個につき1年	320円	360円		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円	870円		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760円	850円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件					
外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円	18円		
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23円	26円		
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	34円	38円		
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	45円	51円		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	68円	77円		
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	91円	100円		
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	160円	180円		
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	230円	260円		
外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	450円	510円		
法第32条第1項第3号に掲げる施設					
自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円	
	その他の線類	その他のもの	長さ1メートルにつき1年	9円	
	道路の構造又は交通の状況を表示する表示柱その他の柱類	1本につき1年	680円	680円	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430円	
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	760円	850円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設					
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	760円	850円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設					
地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.005を乗じて得た額	Aiに0.004を乗じて得た額	
		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.008を乗じて得た額	Aiに0.006を乗じて得た額	
		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.01を乗じて得た額	Aiに0.007を乗じて得た額	
	階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	480円	430円	
		占用面積1平方メートルにつき1年	290円	260円	
階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760円	850円		
上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	480円	430円		
地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	290円	260円		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760円	850円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設					
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10円	9円		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	96円	87円		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件					
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円	87円	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円	870円	
標識	1本につき1年	610円	680円		
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円	9円	
	その他のもの	1本につき1月	96円	87円	
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円	9円	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円	87円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円	870円	
	その他のもの	1基につき1月	480円	430円	
政令第7条第2号に掲げる工作物					
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	760円	850円		
政令第7条第3号に掲げる施設					
政令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年		Aiに0.031を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料					
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	96円	87円		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設					
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	76円	85円		
政令第7条第8号に掲げる施設					
トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.019を乗じて得た額	Aiに0.014を乗じて得た額	
		占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.023を乗じて得た額	Aiに0.017を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.005を乗じて得た額	Aiに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.008を乗じて得た額	Aiに0.006を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.01を乗じて得た額	Aiに0.007を乗じて得た額	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.033を乗じて得た額	Aiに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設					
建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.019を乗じて得た額	Aiに0.019を乗じて得た額		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.013を乗じて得た額	Aiに0.014を乗じて得た額		
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場					
建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.023を乗じて得た額	Aiに0.022を乗じて得た額		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.013を乗じて得た額	Aiに0.014を乗じて得た額		
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物					
トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.019を乗じて得た額	Aiに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.023を乗じて得た額	Aiに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.033を乗じて得た額	Aiに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具					
政令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.033を乗じて得た額	Aiに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第13号に掲げる施設					
トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.019を乗じて得た額	Aiに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.023を乗じて得た額	Aiに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aiに0.033を乗じて得た額	Aiに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第14号に掲げる施設					
政令第7条第14号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年		Aiに0.031を乗じて得た額		

(米原市道路占用料徴収条例第2条別表から抜粋)